

令和5年度マイナポイント取得促進事業業務委託仕様書

令和5年7月20日
宮崎県デジタル推進課

1 事業目的

国によるマイナンバーカードを活用した消費活性化策である「マイナポイント」事業について、漏れなく多くの県民がポイントを取得するよう、ポイントの取得方法に関する広報や手続きの支援を行うとともに、マイナポイントの前提となるマイナンバーカードの安全性に関する啓発を行う。

2 委託期間

委託契約締結の日から令和5年10月31日まで

3 委託業務の内容

下記業務内容を標準とする。ただし、その他マイナポイントの取得促進に寄与する取組があれば、県と協議の上、一部業務内容の変更をすることがある。

(1) テレビCMの制作放映

① 企画の内容

- ・マイナポイントの申込方法や利用先について、テレビCMを制作・放映する。
- ・県民がマイナンバーカードを安心して取得できるようカードの安全性についても啓発する。

② 放送形態等

- ・上記内容で15秒又は30秒のテレビCMを少なくとも1種類以上制作し、効果的な時間に、株式会社テレビ宮崎及び株式会社宮崎放送で合計200回（15秒換算）程度放映する。
- ・放送期間：契約日から令和5年9月30日までの間（時期は県との協議によるが、特に、令和5年9月上旬から中旬までに重点的に放送すること。）
- ・放送は、県民への周知効果が高い時間帯に行うこと。

③ その他

- ・作成したCMを記録したDVDを納品すること。
- ・テレビCMの動画については、県庁楠並木チャンネル、YouTube、SNS等で使用する。
- ・CMの内容及び時期は、提案事項とする。

(2) 各種媒体での広告

マイナンバーカード交付率の低い市町村をターゲットとした広報を効果的な方法で集中的に行う。

① 広告規格

- ・地元紙での広告（1紙以上）
- ・雑誌広告（県内で出版される広報誌等。1紙以上）
- ・その他、ウェブ広告や検索ポータルサイト（Web）へのバナー広告等を活用した広報

② 効果的な周知・広報については提案事項とする。

(3) 啓発グッズの作成

① 啓発グッズの内容及び個数

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ア 街頭啓発等で使用する配布ノベルティ等 | 2,000 個程度 |
| イ チラシ | 500 枚程度 |
| ウ ポスター（A1サイズ） | 複数パターンで 100 枚程度 |
| エ その他（街頭啓発等の際に有効と考えられるもの） | |

② 配布ノベルティは、県と相談の上、県内市町村に配布する場合がある。

③ 作成した啓発グッズは、下記(4)の街頭啓発等及び街頭啓発等の実施に関する事前周知で使用する。

④ ①ア～エのデザインは、提案事項とする。

(4) 市町村と連携した街頭啓発等

① 大型商業施設での街頭啓発

- ・契約期間中に県内各地で合計3回×2日以上実施すること。
- ・イベント会場では、市町村と連携してマイナポイントの申込受付等を行う場合があるので、個人情報を取扱うことができる体制の確保を行うこと。なお、申込受付等の業務に当たっては、県が提供する業務マニュアルを遵守すること。
- ・申込受付等の業務に必要な機材は、県が貸し出す。
- ・イベント会場アンケートを実施し、結果の集計を行うこと。

② その他の施設での街頭啓発

- ・スーパーマーケットなどマイナポイントとの親和性が高い商業施設等で街頭啓発活動を行うこと。
- ・契約期間中に2回以上実施すること。

③ 共通事項（上記①～②に関して）

- ・長机2個、椅子2脚以上、システムパネル2枚以上を1ブース（約4m×2m）とし、2ブース以上設置できる会場を確保すること。
- ・必要な備品（長机・椅子等）の調達・設営を行うこと。
- ・関係機関との各種調整は、受託者側で対応すること。
- ・マイナンバーに関する相談窓口を併せて設置する等、マイナンバーの安全性を周知できるよう取組を工夫すること。
- ・マイナンバー制度に関する質問や相談への対応に当たっては、県が提供する対応マニュアルに従うこと。
- ・イベント会場には、宮崎県の担当職員が立ち会う。来場者等から、マイナンバー制度に関する詳細な質問や苦情があった場合には、職員に伝達の上、対応を依頼する

こと。

・啓発の企画内容やスケジュール等については、提案事項とする。

(5) 広報素材の作成

本県の広報用の素材を作成すること。なお、素材の作成に当たっては、県が保有する過去の広報用の素材を提供する。また、作成したデータは市町村にも配布する予定である。

① 紙媒体（新聞や市町村広報）及びパネルに用いる素材

② Web広告に用いる素材

③ 広報用グッズに用いる素材

※サイズ、ファイル種類は本業務全体で利用することを考慮し、提案すること。

(6) その他の提案

上記(1)～(5)以外に、マイナポイントの普及やマイナンバーの安全性周知に係る効果的な方法等を、提案事項に追加すること。

4 対象経費

(1) テレビCM放送料・作成費

(2) 各種媒体の広告費

(3) 広報イベントに係る費用（人件費等）

(4) 広報用グッズ・素材作成費

(5) その他業務に要する経費（県と協議の上、認められるものに限る。）

5 成果物等

報告書 2部（印刷したもの1部、電子媒体1部）

(1) Web広告のアクセス数等広告結果が分かるデータ、イベントにおけるチラシ等の配付数及びイベント参加人数、アンケート結果、各イベントで撮影した写真を含めること。

(2) 令和5年10月31日（金）までに提出すること。

6 業務遂行上の注意事項

(1) 成果物についての権利は県に帰属するものとし、電子データを県へ提出すること。

(2) 成果物に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決すること。

(3) 制作、実施に当たっては、県や関係機関と十分に連携を取りながら行うこと。

(4) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。

(5) マイナポイント業務は、9月下旬に市町村役場窓口の混雑が予想されるため、9月中旬までに広告等を完了することが望ましい。

(6) 本仕様書について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県

と十分協議を行うこと。